

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中

「

調査課	調査学事係長
-----	--------

を

」

「

調査課及び南区 小中一貫校開設 準備室	調査課調査学事係長
---------------------------	-----------

に改める。

」

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(会計室)